平成２７年３月３０日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官　竹松浩人

平成２７年（行ケ）第５号選挙無効請求事件

平成２７年３月１３日口頭弁論終結

判　　決

千葉県松戸市岩瀬４６番地の２　さつき荘２０１号

原　　告　　太　　田　　光　　征

（以下「原告太田」という。）

原　　告　　長　　岩　　均

（以下「原告長岩」という。）

原　　告　　原　　裕　　幸

（以下「原告原」という。）

東京都千代田区霞が関二丁目１番２号

被　　告　　中　央　選　挙　管　理　会

同代表者委員長　　神　　崎　　浩　　昭

同指定代理人　　佐　々　木　　克　　之

中　　島　　圭　　一

千葉市中央区市場町１番１号

被　　告　　千　葉　県　選　挙　管　理　委　員　会

同代表者委員長　　本　　木　　陸　　夫

同指定代理人　　池　　本　　幸　　司

坂　　田　　裕　　昭

千　代　田　　優　　基

さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

被　　告　　埼　玉　県　選　挙　管　理　委　員　会

同代表者委員長　滝瀬副次
同指定代理人　木部康
柏本耕司
大塚和則
若山悠

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
被告　東京都選挙管理委員会
同代表者委員長　尾崎正一
同指定代理人　谷口淳二
星野亮子
髙橋理恵
稲玉祐子
新保裕子
中島伸一郎
下宮浩幸
梅田敦
吉田一作
原口修平

主　文

1　本件訴えのうち，別紙記載の訴えをいずれも却下する。

2　原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3　訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第１　請求の趣旨

1　第４７回衆議院議員総選挙の結果を無効とする。

2　訴訟費用は被告らの負担とする。

第２　事案の概要等

１　本件は，平成２６年１２月１４日に施行された第４７回衆議院議員総選挙（以下「本件総選挙」という。）について，原告らが，衆議院議員総選挙に関する選挙制度及び公職選挙法の規定等が憲法に違反する旨主張し，公職選挙法２０４条に基づき，本件総選挙の結果を無効とする旨の裁判を求める事案である。

２　関係法令の定め

(1)　衆議院議員総選挙の制度

ア　衆議院議員の構成

衆議院議員の定数は，４７５人とし，そのうち，２９５人を小選挙区選出議員，１８０人を比例代表選出議員とする（公職選挙法４条１項）。

イ　衆議院議員の選挙に関する区域

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）における選挙区は，同法別表第一で定め，各選挙区において選挙すべき議員の数は，１人とする（同法１３条１項）。なお，同法別表第一によると，全国が２９５の選挙区に分けられており，千葉県における選挙区は全部で１３選挙区，埼玉県における選挙区は全部で１５選挙区，東京都における選挙区は全部で２５選挙区である。

衆議院（比例代表選出）議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）における選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は，同法別表第二で定める（同条２項）。なお，同法別表第二によると，全国が１１の選挙区に分けられており，各選挙区において選挙すべき議員の数は，選挙区により異なり，北海道選挙区は８人，東北選挙区は１４人，北関東選挙区は２０人，南関東選挙区は２２人，東京都選挙区は１７人，北陸信越選挙区は１１人，東海選挙区は２１人，近畿選挙区は２９人，中国選挙区は１１人，四国選挙区は６人，九州選挙区は２１人である。

ウ　比例代表選挙における候補者制度

比例代表選挙においては，次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する政党その他の政治団体は，当該政党その他の政治団体の名称並びにその所属する者の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書（以下「衆議院名簿」という。）を当該選挙長に届け出ることにより，その衆議院名簿に記載されている者（以下「衆議院名簿登載者」という。）を当該選挙における候補者とすることができる（同法８６条の２第１項）。

(ア)　当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を５人以上有すること

(イ)　直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選挙若しくは比例代表選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の当該得票総数が当該選挙における有効投票の総数の１００分の２以上であること

(ウ)　当該選挙において，この項の規定による届出をすることにより候補者となる衆議院名簿登載者の数が当該選挙区における議員の定数の１０分の２以上であること

(2)　選挙人名簿制度

選挙人名簿は，各選挙を通じて一の名簿とする（公職選挙法１９条１項）。選挙人名簿には，選挙人の氏名，住所，性別及び生年月日等の記載をしなければならない（同法２０条１項）。選挙人名簿の登録は，当該市町村の区域内に住所を有する年齢満２０年以上の日本国民で，その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き３か月以上登録市町村等の住民基本台帳に記載されている者について行う（同法２１条１項）。

選挙は，投票により行う（同法３５条）。投票は，各選挙につき，１人１

票に限られ，ただし，衆議院議員の選挙については小選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに１人１票とする（同法３６条）。選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は，投票することができないが，選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し，選挙の当日投票所に至る者があるときは，投票管理者は，その者に投票をさせなければならない（同法４２条１項）。選挙人は，選挙の当日，自ら投票所に行き，投票しなければならず（同法４４条１項），選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ，投票をすることができない（同条２項）。

(3)　選挙供託制度

小選挙区選挙においては，候補者の届出をしようとするものは，候補者１人につき３００万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない（公職選挙法９２条１項１号）。候補者の得票数が，その選挙における有効投票の総数の１０分の１の数に達しないときは，同項の供託物は，国庫に帰属する（同法９３条１項１号）。

比例代表選挙においては，同法８６条の２第１項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は，選挙区ごとに，当該衆議院名簿の衆議院名簿登載者１人につき，６００万円（当該衆議院名簿登載者が当該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である場合にあっては，３００万円）又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない（同法９２条２項）。衆議院名簿届出政党等（同法８６条の２第１項の規定による届出をした政党その他の政治団体）につき，選挙区ごとに，３００万円に当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者のうち，当該選挙と同時に行われた小選挙区選挙の当選人とされた者の数を乗じて得た金額と６００万円に当該衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数に２を乗じて得た数を乗じて得た金額を合算して得た額が当該衆議院名簿届出政党等に係る同法９２条２項の供託

物の額に達しないときは，当該供託物のうち，当該供託物の額から当該合算して得た額を減じて得た額に相当する額の供託物は，国庫に帰属する（同法９４条１項）。

3　原告らの所属選挙区

(1)　原告太田

原告太田は，本件総選挙当時，千葉県松戸市岩瀬に住所を有し，比例代表選挙の選挙区については，南関東選挙区に，小選挙区選挙の選挙区については，千葉県第６区に所属していた。

(2)　原告長岩

原告長岩は，本件総選挙当時，埼玉県狭山市内に住所を有し，比例代表選挙の選挙区については，北関東選挙区に，小選挙区選挙の選挙区については，埼玉県第９区に所属していた。

(3)　原告原

原告原は，本件総選挙当時，東京都小金井市内に住所を有し，比例代表選挙の選挙区については，東京都選挙区に，小選挙区選挙の選挙区については，東京都第１８区に所属していた。

第３　当事者の主張

１　原告らの原告適格（原告らが本件総選挙について選挙の無効を求めることができる選挙区の範囲）等について

(原告らの主張)

各選挙区の投票価値の格差は，全国の小選挙区選挙の選挙区及び比例代表選挙の選挙区において一体的に集約され，後記のとおり，政党の総獲得議席数に現れる全国レベルの諸政党を支持する選挙人間の投票価値の格差（以下，原告らの用語例に従って「政党間１票格差」という。）として，各選挙区の枠を超えて全選挙人に影響を及ぼすから，選挙全体が無効である。

そして，公正な選挙の恩恵と不公正な選挙の弊害は，選出された「全国民の

代表者たる国会議員」を通じて等しく全選挙人が受けるから，原告らは，その所属する選挙区に限らず，全選挙区での選挙の不公正について異議を申し立てる権利を憲法上有すると解釈しなければ，選挙人が被る不公正を解消して，正当な選挙の結果を享受する主権者の権利を確保することはできない。

公職選挙法２０４条は選挙無効請求訴訟を提起することができる者を「選挙人又は公職の候補者」とだけ規定し，出訴権者の所属する選挙区を問題としていない。また，選挙人が公職の候補者を含む概念であるにもかかわらず，同条が選挙人と公職の候補者を併記しているのは，明治時代以来の衆議院議員選挙法において選挙人と公職の候補者とが区別されていたことから，これにならったものにすぎない。したがって，同条が原告適格を当該選挙区の選挙人に限る趣旨であると解釈すべきである旨の被告らの主張は，失当であり，このように原告適格を限定することは，国民の裁判を受ける権利（憲法３２条）を侵害し違憲である。

以上のとおり，原告らは，各原告の所属する選挙区以外の選挙区における選挙の無効を求める訴えについても原告適格を有するというべきである。

（被告らの主張）

衆議院議員又は参議院議員の選挙の効力に関する訴訟は，「選挙の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者」（公職選挙法２０４条）が提起することができると規定されているところ，「選挙の効力に関し異議がある選挙人」とは，当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきであるから，選挙人は，その属する選挙区以外の選挙区の選挙の無効を求める訴えにつき原告適格を有しない。なお，当該選挙人の所属選挙区以外の選挙区の選挙の結果は，当該選挙人自身の具体的権利義務に直接関係のない事項であるから，当該選挙人に対してその所属選挙区以外の選挙区の選挙の無効を求める訴えについて原告適格を認めない同条の規定は，当該選挙人の裁判を受ける権利を侵害するものではなく，憲法に違反するものではない。

また，原告らは，本件総選挙において，いずれかの選挙区に立候補した事実はないから，「公職の候補者」（同条）にも該当しない。

したがって，原告らは，その所属選挙区以外の選挙区の選挙の無効を求める訴えについて原告適格を有しない。

他方，同条は，小選挙区選挙にあっては当該都道府県の選挙管理員会を被告とし，比例代表選挙にあっては中央選挙管理会を被告とすべき旨規定している。したがって，被告中央選挙管理会に対する訴えのうち，小選挙区選挙の効力に関する訴えにおいて被告中央選挙管理会は被告適格を有しない。また，被告東京都選挙管理委員会，被告千葉県選挙管理委員会及び埼玉県選挙管理委員会（以下，これら３つの選挙管理員会を併せて「被告東京都選挙管理委員会ら」という。）に対する訴えのうち，比例代表選挙の効力に関する訴えにおいて被告東京都選挙管理委員会らは被告適格を有しておらず，小選挙区選挙の効力に関する訴えにおいて当該都道府県以外の選挙管理委員会は被告適格を有しない。

２　比例代表選挙における定数配分の格差等について

（原告らの主張）

(1)　定数配分の格差

比例代表選挙における選挙区（以下「比例選挙区」という。）ごとの選挙すべき議員１人当たりの選挙人数は，最大の東京都選挙区が最小の東北選挙区の１．１８倍にすぎない。しかし，選挙人数又は人口に応じて比例代表選出議員の数１８０人を各選挙区に配分すると，現行の定数配分を是正するために比例選挙区間で４議席を移動させなければならず，歴然とした定数配分の格差がある。

違憲性のある選挙規定については，国会の裁量権により違憲性が覆るものではない。被告らが，その違憲性の程度が軽微であるから国会の裁量権により許されるということを立証すべきである。

(2)　政党間１票格差（その１）

共産党の四国選挙区（定数６人）での得票率１０．１２％は，共産党の東北選挙区（定数１４人）の得票率９．８９％，維新の党の北海道選挙区（定数８人）の得票率９．８９％より高いが，共産党が東北選挙区で議席を獲得でき，維新の党が北海道選挙区で議席を獲得できたのに，共産党は四国選挙区で議席を確保できていない。

上記のとおり，共産党を支持する四国選挙区の選挙人グループと共産党を支持する東北選挙区の選挙人グループ及び維新の党を支持する北海道選挙区の選挙人グループとの間に政党間１票格差が存在する。

(3)　政党間１票格差（その２）

得票数を獲得議席数で除した数値は，自民党が最小で，社民党が最大であるところ，社民党の数値が自民党の数値の５．０６倍となっており，この観点からも，政党間１票格差がある。

(4)　政党間１票格差（その３）

前記(1)のとおり，選挙人数に基づいて比例代表選出議員の数１８０人を各選挙区に配分すると，各政党の獲得議席数は，自民党が１議席減少し，次世代の党が１議席増加する。

(5)　定数配分の格差を是正することの重要性及び是正の基準

ある選挙区と別の選挙区とを比較して，選挙すべき議員１人当たりの選挙人数が，一方が他方の１．１倍であったとしても，定数を前記(1)のとおり是正すると，前記(4)のとおり，政党・候補者の獲得議席数に影響を及ぼすから，１票の格差（選挙すべき議員１人当たりの選挙人数の格差）よりも前記(1)の定数配分の格差を重視すべきである。

そして，比例代表選挙における定数配分の格差の是正は，区割り変更の必要がないから，選挙当日の選挙人数に基づいてすべきである。また，選挙人数当たりの議席数が他の選挙区と比べて多い選挙区の場合，当該選挙区における特定党派の支持率が高いという条件が重なると，当該特定党派がより

少ない死票で議席を獲得できるような分布になるから，定数配分は，厳密に選挙人数に比例することが必要である。

(6) 選挙区間における死票率の格差を是正することの重要性と是正方法

定数の多い選挙区では死票率が少なく，定数の少ない選挙区では死票率が多くなる傾向がある。このような，選挙区間における死票率の格差を放置することは，政党間１票格差をもたらす。

選挙区間における死票率の格差は，全選挙区の得票数に応じて各政党に議席を割り当て，その上で，各政党の獲得議席数を各選挙区に配分する方法により是正することができる。

(7) 以上のとおり，比例代表選挙は，「定数配分の格差」及び「ブロック間死票率格差」が許容することができない「投票価値の格差」及び「政党間１票格差」をもたらしているから，憲法前文（国民の厳粛な信託，正当な選挙），１４条１項，１５条１項，４３条１項，４４条に違反する。

(被告中央選挙管理会の主張)

選挙の無効について，公職選挙法２０５条１項は，選挙の効力に関し訴訟の提起があった場合において，選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれのある場合に限り，裁判所は，その選挙の全部又は一部の無効を判決しなければならない旨規定している。

この選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反することがあるとき」とは，主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に反することがあるとき，又は直接そのような明文の規定がなくとも選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものであり，これらの無効原因に該当する事実は，選挙の無効を主張する原告において主張立証しなければならない。

そして，憲法は，国会の両院の議員の選挙について，およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという基本的な要請（４３条１項）の下で，

議員の定数，選挙区，投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条２項，４７条），両院議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって，国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが，上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため，上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合，初めてこれが憲法に違反することになる。

本件では，原告らは「定数配分の格差」，「ブロック間死票率格差」，「政党間１票格差」，「投票価値の格差」など，独自の理論や見解を主張するのみで，現行の比例代表選挙の選挙制度について，国会の裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであることについて何ら主張立証をしていない。

したがって，原告らの上記主張に理由がないことは明らかである。

３　小選挙区選挙における定数配分の格差等について

（原告らの主張）

(1)　定数配分の格差

都道府県又は比例選挙区ごとに選挙人数又は人口に応じて定数を配分すると，現行の定数配分を是正するために，都道府県間又は比例選挙区間において移動すべき議席数は最低でも１３議席あり，原告らが住所を有する千葉県，埼玉県及び東京都には，現行よりも多くの定数が配分されなければならず，原告らは，定数配分の格差という不利益を被った。そして，その結果，選挙すべき議員１人当たりの選挙人数は，最小の宮城県第５区に比して，原告太田の所属する千葉県第６区が１．５２倍，原告長岩の所属する埼玉県第９区が１．７５倍，原告原の所属する東京都第１８区は１．８２倍と高く，抜本的な格差是正が講じられていない。

このような抜本的な是正策をとらずに実施された本件総選挙における小選挙区選挙は，無効である。

(2)　政党間１票格差

各政党における得票数を獲得議席数で除した数値を比較すると，共産党の数値が公明党の数値の８２．７８倍にもなる格差が生じているのは，法の下の平等に反する。

(3)　定数配分の格差を是正することの重要性及び是正基準

小選挙区選挙においても，選挙人数当たりの議席数がほかの選挙区と比べて多い選挙区の場合，当該選挙区における特定党派の支持率が高いという条件が重なると，当該特定党派がより少ない死票で議席を獲得できるような分布になり，政党間１票格差を拡大する。

したがって，１票の格差（選挙すべき議員１人当たりの選挙人数の格差）よりも定数配分の格差を重視すべきであって，ある選挙区と別の選挙区とを比較して，選挙すべき議員１人当たりの選挙人数が，一方が他方の２倍以内であったとしても，直ちに，選挙制度を是正する必要がないと判断すべきではなく，定数配分は，選挙区よりも広い地域で厳密に選挙人数に比例していなければならない。

(4)　以上のとおり，小選挙区選挙は，「定数配分の格差」が許容することのできない選挙区間の「１票の格差」並びに全国レベルの「投票価値の格差」及び「政党間１票格差」をもたらしているから，憲法前文（国民の厳粛な信託，正当な選挙），１４条１項，１５条１項，４３条１項，４４条に違反する。

（被告東京都選挙管理委員会らの主張）

選挙の無効原因に該当する事実は，選挙の無効を主張する原告において主張立証しなければならないこと，憲法が両院議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めており，国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが，上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合，初めてこれが憲法に違反することになることは，前記２の被告中央選挙管理会の主張のとおりである。

本件では，原告らは「定数配分の格差」，「政党間１票格差」，「投票価値の格差」など，独自の理論や見解を主張するのみで，現行の小選挙区選挙の選挙制度について，国会の裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであることについて何ら主張立証をしていない。

したがって，原告らの上記主張に理由がないことは明らかである。

4　比例代表選挙の選挙制度におけるその余の憲法違反について

（原告らの主張）

(1)　現行の小選挙区比例代表並立制の下では，無所属の候補者は，小選挙区選挙に立候補することはできるものの，比例代表選挙に立候補することはできない。このような立候補制限は違憲であり，無所属の候補者を支持する有権者の候補者選択権を奪っているという点で，定数配分の格差等よりはるかに権利を制限するものであり，違憲性が強い。

この問題は，一人名簿式比例代表制にすれば改善することができるにもかかわらず，現行制度を維持していることは，国会の裁量権の限界を超えるものである。

さらに，平成２５年６月２４日，公職選挙法が改正され，小選挙区選出議員の定数が３００人から２９５人に減らされたことにより，無所属の候補者の当選枠が更に縮小したことは，違憲性を強めるものである。

(2)　公職選挙法８６条の２第１項３号によると，同項１号及び２号のいずれの要件（以下「政党要件」という。）も満たさない団体が比例代表選挙に候補者を擁立する場合，当該選挙区の定数の２割以上の候補者を擁立しなければならないとされている。

しかし，無党派層が最大の政治勢力であり，政党よりも支持される政治団体も存在する今日の実情に照らして，政党本位の選挙制度という立法目的自体が不合理である。

また，政党本位の選挙制度を実現するとしても，候補者を擁立する選挙区

の定数の２割以上の候補者を擁立することを求めることは，少数意見を反映させやすくするという比例代表制度の本来の目的と矛盾しており，合理的な根拠を欠いている。

以上のとおり，公職選挙法８６条の２第１項３号は，憲法前文（国民の厳粛な信託，正当な選挙），１４条１項，１５条１項，４３条１項，４４条に違反する。

（被告中央選挙管理会の主張）

(1) 前記２における被告中央選挙管理会の主張のとおり，憲法は，両院議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めており，国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが，上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合，初めてこれが憲法に違反することになる。

そして，憲法は，政党について規定するところがないが，政党の存在を当然に予定しているものであり，政党は，議会制民主主義を支える不可欠の要素であって，国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから，国会が，両院議員の各選挙制度の仕組みを決定するに当たり，政党の上記のような国政上の重要な役割に鑑みて，政党を媒体として国民の政治意思を国政に反映させる比例代表制を採用することが，その裁量の範囲に属することは明らかであり，何ら憲法に違反しない。

(2) 比例代表制は政党を媒介として国民の政治意思を国政に反映させる制度であるから，政党に属さない全くの無党派，無所属の者が立候補することができないとすることは，政党本位の選挙制度を実現するための制約として合理性を肯定することができ，その裏返しとして選挙人が無党派，無所属の者に投票することができないことにも合理性が認められる。したがって，公職選挙法８６条の２第１項３号が「当該選挙において，この項の規定による届出をすることにより候補者となる衆議院名簿登録者の数が当該選挙区における

議員の定数の十分の二以上であること」と規定し，これを比例代表選挙の立候補要件の一つとすることが，その裁量の範囲に属することは明らかであり，同号の規定は何ら憲法に違反するものではない。

5　小選挙区選挙の選挙制度におけるその余の憲法違反について

（原告らの主張）

死票を最小化することは，平等な国民主権（憲法前文，１４条，４３条）という優先的憲法要請であるところ，小選挙区選挙の採用する小選挙区制は，最大の死票を生み出す制度である。また，小選挙区制のような相対多数代表制では，多数意見さえ測定できず，過半数の生票率が達成されない場合，投票数の順位が投票者の候補者に対する選好の順位に一致するとは限らず，数科学的知見にも違背している。

したがって，小選挙区制を採用することは，国会の裁量の限界を超えるものであって憲法に違反する。

（被告東京都選挙管理委員会らの主張）

前記３における被告東京都選挙管理委員会らの主張のとおり，選挙の無効原因に該当する事実は，選挙の無効を主張する原告において主張立証しなければならず，また，憲法が両院議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めており，国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが，上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合，初めてこれが憲法に違反することになるものであるところ，本件では，原告らは「優先的憲法要請」，「数科学的知見」など，独自の理論や見解を主張するのみで，現行の小選挙区選挙の選挙制度について，国会の裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであることについて何ら主張立証をしていない。

したがって，原告らの上記主張に理由がないことは明らかである。

6　住所を定めない者を選挙人名簿に登載するための手続を公職選挙法に規定し

ない立法不作為の違憲性について

（原告らの主張）

(1) 公職選挙法２０５条１項は，選挙無効請求訴訟における選挙無効の原因を「選挙の規定に違反することがあるとき」とだけ規定し，選挙の規定の全てが選挙無効の原因となり得るとしているから，住所を定める原告らが，住所を定めない者に選挙権の行使を認めないことを理由として選挙の無効を主張することが許される。

(2) 選挙人名簿は，二重投票を防止して公正な選挙を確保することを目的とするとの見解もあるところ，住所を定める者も二重投票が可能であり，住所は公正な選挙のために必要不可欠な本人確認の手段ということはできず，住所を定めない者に選挙権の行使を認めることにより選挙の公正が確保されなくなるものではない。

また，住所を定めない者の居所を住所として選挙人名簿を作成しないことは，民法２２条，２３条１項及び２４条（各人の生活の本拠を住所とし，住所が知れない場合には，居所を住所とみなし，ある行為について仮住所を選定したときには，その行為に関しては，その仮住所を住所とみなすと規定している。），住民台帳事務処理要領（住所の認定に当たっては客観的居住の事実を基礎としこれに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定するとされている。），過去の住民登録事例とも齟齬している。

さらに，選挙人名簿に登載されるには住民基本台帳に登載されることを前提としているところ，住民基本台帳法２条に規定する必要な措置として，公的施設を郵便物送達先の住所ないし仮住所（民法２４条）とみなすことで，住所を定めない者も住所を取得して住民基本台帳に登載されることが可能であり，それにより，選挙人名簿にも登載されて選挙権を行使することができる。

加えて，在外選挙人は，公職選挙法において，住民基本台帳に登録され

ていなくとも，在外選挙人名簿に登載される手続により，選挙権が保障されているから，国内にいるが住所を定めず住民基本台帳に登録されていない者についても，選挙人名簿に登載するための手続を公職選挙法に規定しなければならないというべきである。

以上のとおり，住所を定めない者を選挙人名簿に登載するための手続を公職選挙法に規定しない立法不作為は，憲法前文（国民の厳粛な信託，正当な選挙），１４条１項，１５条１項，４３条１項，４４条に違反する。

（被告らの主張）

(1) 公職選挙法２０４条の選挙無効訴訟は，同法において選挙権を有する者とされている選挙人らによる候補者に対する投票の結果としての選挙の効力を選挙人又は候補者が同法２０５条１項に定める無効原因の存在を主張して争う争訟方法であり，同法の規定において一定の者につき選挙権を制限していることの憲法適合性については，同法２０４条の選挙無効訴訟において選挙人らが他者の選挙権の制限に係る当該規定の違憲を主張してこれを争うことは法律上予定されていない。したがって，選挙人である原告らが住所を定めない者を対象とする選挙人名簿を作成する旨の立法をしないという立法不作為の違憲をいう上記主張は失当である。

(2) 選挙権の有無（公職選挙法９条１項，１１条１項）の調査整理等の事務を適正かつ迅速に実施するためには，その者の住所を基準とするのが合理的であり，そうであれば，我が国の法制上，住民基本台帳の記録に基づいて選挙人名簿を調製するのが最も合理的であり，他方で，住所を定めない者につき，選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることは著しく困難である。したがって，住所を定めない者を対象とする選挙人名簿を作成する旨の立法をしないことが憲法に違反するものではない。

7　選挙供託制度の違憲性について

（原告らの主張）

選挙供託制度の目的は，過去の国会審議をみると，不正行為の防止ではなく，泡沫候補の立候補を抑止すること，二大政党を優遇することにある。しかし，選挙供託制度がなかった時代の町村長選挙でも泡沫候補者の乱立はなかったから，泡沫候補の立候補の抑止という立法目的を裏付ける事実は存在しないし，二大政党を優遇するという目的に合理性はない。また，選挙供託制度は，元々無産政党の進出を阻止することに目的があり，現在もこの考え方を引きずっている。

仮に立法目的に合理性があるとしても，諸外国と比べて供託金の金額が極めて高いし，泡沫候補の立候補を阻止する代案として推薦制等を採用することが考えられる。しかし，国会は，これまでにも，選挙供託制度の問題が議論され，その弊害を十分認識しながら，選挙供託制度より有効な推薦制等の代替案の採用について真剣に議論してこなかった。したがって，国会が選挙供託制度を維持していることは，その裁量権の限界を超えるものである。

以上のとおり，立候補者に対し高額な供託金を求める現行の選挙供託制度は，憲法前文（国民の厳粛な信託，正当な選挙），１４条１項，１５条１項，４３条１項，４４条に違反する。

（被告らの主張）

小選挙区選挙の供託金の額を３００万円，比例代表選挙の供託金の額を６００万円とする公職選挙法９２条の規定が，国会の裁量の範囲に属することは明らかであり，憲法に違反するものではない。

第４　当裁判所の判断

１　原告らの原告適格等について

(1)　公職選挙法２０４条は，衆議院議員又は参議院議員の選挙の効力に関する訴訟は，選挙の効力に関し異議がある選挙人が提起することができると規定しているところ，同条がいわゆる選挙訴訟の制度を認めたゆえんは，選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み，その選挙区の選挙に参加し

うる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え，もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当であるから，同条にいう選挙の効力に関し異議がある選挙人とは，当該選挙区に所属する選挙人に限る趣旨と解するのが相当である（最高裁昭和３８年（オ）第１０８１号同３９年2月２６日大法廷判決・民集１８巻2号３５３頁参照）。そして，選挙訴訟は，選挙人たる資格という自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起する民衆訴訟（行政事件訴訟法５条）であって，自由公正を欠く違法な選挙の結果を排除する公益上の要請から認められた制度であり，候補者や特定の選挙人の権利利益の保護救済を直接その目的とするものではない（最高裁昭和３９年（行ツ）第１６号同年１２月１０日第一小法廷判決・民集１８巻１０号２０５５頁参照）から，法律に定める場合において，法律に定める者に限り，提起することができるものであるところ（同法４２条参照），特に，所属選挙区以外の選挙区の選挙の結果についての訴えは，当該選挙人自身の具体的権利義務に影響のある場合にその権利義務について争うものではなく，かかる具体的権利義務には直接関係のない事項については，特別の規定のない限り（裁判所法３条１項後段参照），当該選挙人に出訴の権利，言い換えれば裁判を受ける権利を認めなくとも憲法３２条に違反するものではない（前掲最高裁昭和３９年2月２６日大法廷判決参照）。

また，公職選挙法２０４条は，衆議院議員又は参議院議員の選挙の効力に関する訴訟について，比例代表選挙の無効請求の訴えは，中央選挙管理会を被告とし，小選挙区選挙の無効請求の訴えは，当該都道府県の選挙管理委員会を被告として訴訟を提起することと規定している。

(2) そうすると，原告太田は，千葉県松戸市岩瀬に住所を有しているところ，本件総選挙における候補者であることの主張，立証がないから，原告太田の被告中央選挙管理会を被告とする本件総選挙の比例代表選挙のうち南関東選

挙区の選挙の無効請求の訴え及び被告千葉県選挙管理委員会を被告とする本件総選挙の小選挙区選挙のうち千葉県第６区の選挙の無効請求の訴え以外の訴えは，いずれも不適法である。

また，原告長岩は，埼玉県狭山市に住所を有しているところ，本件総選挙における候補者であることの主張，立証がないから，原告長岩の被告中央選挙管理会を被告とする本件総選挙の比例代表選挙のうち北関東選挙区の選挙の無効請求の訴え及び被告埼玉県選挙管理委員会を被告とする本件総選挙の小選挙区選挙のうち埼玉県第９区の選挙の無効請求の訴え以外の訴えは，いずれも不適法である。

さらに，原告原は，東京都小金井市に住所を有しているところ，本件総選挙における候補者であることの主張，立証がないから，原告原の被告中央選挙管理会を被告とする本件総選挙の比例代表選挙のうち東京都選挙区の選挙の無効請求の訴え及び被告東京都選挙管理委員会を被告とする本件総選挙の小選挙区選挙のうち東京都第１８区の選挙の無効請求の訴え以外の訴えは，いずれも不適法である。

２　比例代表選挙における定数配分の格差等について

(1)　代表民主制の下における選挙制度は，選挙された代表者を通じて，国民の利害や違憲が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし，他方，国政における安定の要請をも考慮しながら，それぞれの国において，その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり，そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。憲法は，上記の理由から，国会の両議院の議員の選挙について，およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという基本的な要請（４３条１項）の下で，議員の定数，選挙区，投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条２項，４７条），両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって，国会が選挙制度の仕組みについて具

体的に定めたところが，上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため，上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合に，初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和４９年（行ツ）第７５号同５１年４月１４日大法廷判決・民集３０巻３号２２３頁，最高裁昭和５６年（行ツ）第５７号同５８年１１月７日大法廷判決・民集３７巻９号１２４３頁，最高裁昭和５９年（行ツ）第３３９号同６０年７月１７日大法廷判決・民集３９巻５号１１００頁，最高裁平成３年（行ツ）第１１１号同５年１月２０日大法廷判決・民集４７巻１号６７頁，最高裁平成１１年（行ツ）第７号同年１１月１０日大法廷判決・民集５３巻８号１４４１頁，最高裁平成１１年（行ツ）第３５号同年１１月１０日大法廷判決・民集５３巻８号１７０４頁，最高裁平成１８年（行ツ）第１７６号同１９年６月１３日大法廷判決・民集６１巻４号１６１７頁，最高裁平成２２年（行ツ）第２０７号同２３年３月２３日大法廷判決・民集６５巻２号７５５頁，最高裁平成２５年（行ツ）第２０９号，第２１０号，第２１１号同２５年１１月２０日大法廷判決・民集６７巻８号１５０３頁等参照）。

(2) 原告らは，比例選挙区における選挙すべき議員１人当たりの選挙人数は，最大の東京都選挙区が最小の東北選挙区の１．１８倍にすぎないが，選挙人数又は人口に応じて比例代表選出議員の数１８０人を各選挙区に配分すると，現行の定数配分を是正するために比例選挙区間で４議席を移動させなければならず，定数配分の格差が存在する旨主張する。

憲法は，選挙権の内容の平等，換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解されるが，他方，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく，国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ，選挙制度の仕組みの決定については前記のとおり国会に広範な裁量が認められて

いる。憲法は，国会が衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度を採用する場合には，選挙制度の仕組みのうち選挙区割りや議員定数の配分を決定するについて，議員１人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準としているというべきであるが，選挙区割りや議員定数の配分の具体的決定に当たっては，種々の政策的及び技術的考慮要素があり，これらをどのように考慮して具体的決定に反映させるかについては一定の客観的基準が存在するものでもないから，選挙区割りや議員定数の配分を定める規定の合憲性は，結局は，国会が具体的に定めたところがその裁量権の合理的行使として是認されるかどうかによって判断するほかない。国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが，上記のような憲法上の要請に反するため，上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合に，初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（前掲の各最高裁大法廷判決参照）。そして，原告らの指摘する上記事情は，いずれも，比例選挙区において，選挙人数又は人口に厳密に比例して定数が配分されていないということを指摘するにとどまるものであって，そのことから，現行の公職選挙法における各選挙区の定数の配分が，直ちに，国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお，一般に合理性を有するものとは認められない程度の投票価値の不平等をもたらしているということはできず，国会の裁量の限界を超えるものであるということができるものではない。

また，原告らは，ある選挙区において得票率が高い政党が議席を確保できない一方で，別の選挙区ではそれよりも得票率の低い政党が議席を確保することができる事態が生じていること，獲得議席数を得票数で除した数値が政党により異なることが不合理である旨主張する。しかしながら，選挙人の投票価値の平等を，投票した政党ごとの獲得議席の有無やその数を基準にして

判断するという憲法上の要請を見いだすことはできず，原告らの上記主張は，前提を欠いており失当である。

さらに，原告らは，各選挙区間において死票率に差があることが不合理である旨主張する。しかしながら，死票はいかなる選挙制度であっても生ずるものであり，各選挙区間において死票率に差があることから，現行の公職選挙法における各選挙区の定数の配分が，直ちに，国会の裁量の限界を超えるものであるということができるものではない。

原告らのそのほかの主張は，いずれも，採用することのできない上記各主張を前提とするものであり，失当である。

よって，原告らの上記各主張は，いずれも採用することができない。

3　小選挙区選挙における定数配分の格差等について

原告らは，都道府県又は比例選挙区ごとに選挙人数又は人口に応じて定数を配分すると，現行の定数配分を是正するために，都道府県間又は比例選挙区間において移動すべき議席数は最低でも１３議席あるなどの問題があり，これについての抜本的な是正策をとらずに実施された本件総選挙における小選挙区選挙は無効である旨主張する。

しかしながら，選挙区割りや議員定数の配分を定める規定の合憲性は，前記2(2)に指摘したとおりに判断すべきであるところ，原告らの指摘する上記事情は，現行の公職選挙法における選挙区割りを離れて都道府県又は比例選挙区ごとに定数配分を考えるという条件を前提として，選挙人数又は人口に厳密に比例して定数が配分されていないということを指摘するにとどまるものであって，そのことから，現行の公職選挙法の選挙区割りが，本件総選挙当時，直ちに，国会の裁量の限界を超えるものであるということができるものではない。原告らは，定数配分の格差の結果，本件総選挙当時，小選挙区選挙の選挙区において，１議席当たりの選挙人数が，最少の宮城県第５区に比べ，原告太田の所属する千葉県第６区が１．５２倍，原告長岩の所属する埼玉県第９区が１．７５

倍，原告原の所属する東京都第１８区は１．８２倍となっていた旨主張するが，このような状態が，国会の裁量の限界を超えるものということができないことは明らかである（なお，本件総選挙当時，選挙すべき議員１人当たりの選挙人数ないし人口は，最大の東京都第１区が最少の宮城県第５区に比べて２．１３倍程度であったと認められるところ（甲１，弁論の全趣旨），平成２４年法律第９５号により１人別枠方式の廃止及びいわゆる選挙区数の０増５減が実現されることとなり，０増５減を受けて定められた平成２５年法律第６８号による改正後の公職選挙法に基づく選挙区割りにより，選挙すべき議員１人当たりの人口は，最大の選挙区が最少の選挙区に比べて２倍未満に是正されていたこと（前掲平成２５年１１月２０日大法廷判決参照），同改正後，本件総選挙までの期間が１年半にとどまること，国会において引き続き今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にならないようにするための制度の見直しについて，総定数の削減の要否等を含め，検討が行われていること等に照らすと，現行の公職選挙法の選挙区割りが，本件総選挙当時，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあって憲法上要求される合理的期間内にその是正がされなかったということはできない。）。

また，原告らは，各政党における得票数を獲得議席数で除した数値を比較すると政党間で格差が生じていることが法の下の平等に反する旨主張する。しかしながら，選挙人の投票価値の平等を投票した政党ごとの獲得議席を基準にして判断することが憲法上の要請であるとする根拠を見いだすことはできないし，政党がその得票数に比例して獲得議席数を確保することを保障することが憲法上の要請であるとする根拠を見いだすこともできず，原告らの上記主張は，採用することができない。

原告らのそのほかの主張は，いずれも，採用することのできない上記各主張を前提とするものであって，失当である。

よって，原告らの上記各主張は，いずれも採用することができない。

4　比例代表選挙の選挙制度におけるその余の憲法違反について

(1)　原告らは，無所属の候補者が比例代表選挙に立候補することができないことが違憲である旨主張する。

しかしながら，憲法は，政党について規定するところがないが，政党の存在を当然に予定しているものであり，政党は，議会制民主主義を支える不可欠の要素であって，国民の政治意思を形成する最も有力な媒体である。したがって，国会が，衆議院議員又は参議院議員の選挙制度の仕組みを決定するに当たり，政党の上記のような国政上の重要な役割に鑑みて，政党を媒介として国民の政治意思を反映させる選挙制度を採用することが，その裁量の範囲に属することは明らかといわなければならない（最高裁平成１５年（行ツ）第１５号同１６年1月１４日大法廷判決民集５８巻１号１頁参照）。そして，上記のような政党の果たしている役割の国政上の重要性や，衆議院議員の小選挙区選挙においては，衆議院名簿届出政党等に属さない無所属の候補者も立候補することができることに鑑みれば，小選挙区比例代表並立制を導入したことにより，衆議院名簿届出政党等に属さない無所属の候補者が比例代表選挙に立候補することはできないとしたこともまた，不当に立候補の自由や選挙権の行使を制限するものとはいえず，国会の裁量の範囲に属することが明らかであり，憲法に違反するということはできない（最高裁平成１１年（行ツ）第８号同年１１月１０日大法廷判決民集５３巻８号１５７７頁参照）。

なお，原告らは，一人名簿式比例代表制の選挙を認めないことは，国会の裁量権の限界を超えるものである旨主張する。しかしながら，上記のとおり，政党が議会制民主主義に果たす役割の重要性に鑑みれば，比例代表制による選挙制度を採りつつ政党に所属しない者の立候補を可能とする制度を導入する余地があることをもって，これを認めない現行の公職選挙法における選挙制度が，直ちに，国会の裁量の限界を超えるものであるということができる

ものではない。

よって，原告らの上記主張は，採用することができない。

(2) 原告らは，政党要件を満たさない団体が比例代表選挙に候補者を擁立する場合，当該選挙区の定数の２割以上の候補者を擁立しなければならないこと（公職選挙法８６条の２第１項３号）が憲法に違反する旨主張する。

しかしながら，政党は，議会制民主主義を支える不可欠の要素であって，国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であり，国会が，衆議院議員の選挙制度の仕組みを決定するに当たり，政党の上記のような国政上の重要な役割にかんがみて，政党を媒介として国民の政治意思を反映させる比例代表制による選挙制度を採用することが，国会の裁量の範囲に属することが明らかであることは，既に説示したとおりである。そして，公職選挙法８６条の２は，国民の政治的意思を集約するための組織を有し，継続的に相当な活動を行い，国民の支持を受けていると認められる政党その他の政治団体が当該選挙において政策を掲げて争うにふさわしいものであるとの認識の下に，比例代表選挙において，政策本位，政党本位の選挙を実現することを目的としているものと解されるところ，政策本位，政党本位の選挙制度を採ることはもちろん，上記のような政治団体として，政党要件を満たさない団体が比例代表選挙に候補者を擁立する場合，どのような要件の下にこれを認めるかについても，国会の裁量の範囲に属することであるといわなければならず，政党要件を満たさない団体が比例代表選挙に候補者を擁立する場合，候補者を擁立する選挙区における議員の定数の１０分の２以上の候補者を擁立しなければならないとする同条第１項３号の規定も，上記のような政治団体の要件を定めるものとして，相応の合理性が認められるのであって，不当に立候補の自由や選挙権の行使を制限するものとはいえず，これが，直ちに，国会の裁量の限界を超えるものであるということができるものではない。

よって，原告らの上記主張は，採用することができない。

5　小選挙区選挙の選挙制度におけるその余の憲法違反について

原告らは，衆議院議員の選挙に最大の死票を生み出す小選挙区制を採用することが，国会の裁量の限界を超えるものであって憲法に違反する旨主張する。

しかしながら，小選挙区制の下においては死票を多く生む可能性があることは否定し難いが，死票はいかなる制度でも生ずるものであり，当選人は原則として相対多数を得ることをもって足りる点及び当選人の得票数の和よりもその余の票数（死票数）の方が多いことがあり得る点において中選挙区制と異なるところはなく，各選挙区における最高得票者をもって当選人とすることが選挙人の総意を示したものではないとはいえないから，この点をもって憲法の要請に反するということはできない。このように，小選挙区制は，選挙を通じて国民の総意を議席に反映させる一つの合理的方法ということができ，これによって選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触するものではないと考えられるから，小選挙区制を採用したことが国会の裁量の限界を超えるということはできない（前掲最高裁平成１１年（行ツ）第７号同年１１月１０日大法廷判決・民集５３巻８号１４４１頁参照）。

なお，原告らの主張する死票を最小化することは，国民主権（憲法前文，４３条）や法の下の平等（同法１４条１項）から当然に導き出すことができるものではなく，そのほか，死票を最小化することが憲法上の要請であるとする根拠を見いだすことはできない。また，原告らの主張するその余の事情から，直ちに，小選挙区制を採用したことが国会の裁量の限界を超えるものであるということができるものでもないことは，上記のとおりである。

よって，原告らの上記各主張は，いずれも採用することができない。

6　住所を定めない者を選挙人名簿に登載するための手続を公職選挙法に規定しない立法不作為の違憲性について

原告らは，住所を定めない者を選挙人名簿に登載するための手続を公職選

挙法に規定しない立法不作為が憲法に違反する旨主張する。

しかしながら，本件訴訟は，選挙人が民衆訴訟（行政事件訴訟法５条）である公職選挙法２０４条の選挙無効訴訟として選挙人たる資格で提起したものであるところ，民衆訴訟は，裁判所法３条１項の「法律上の争訟」ではなく同項の「その他法律において特に定める権限」に含まれるものとして，「法律に定める場合において，法律に定める者に限り，提起することができる」ものとされている（行政事件訴訟法４２条）。そして，公職選挙法２０４条の選挙無効訴訟について，同条は選挙人又は公職の候補者のみがこれを提起し得るものと定め，同法２０５条１項は上記訴訟において主張し得る選挙無効の原因を「選挙の規定に違反することがあるとき」と定めており，これは，主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解される（最高裁昭和２７年（オ）第６０１号同年１２月４日第一小法廷判決・民集６巻１１号１１０３頁，最高裁昭和５１年（行ツ）第４９号同年９月３０日第一小法廷判決・民集３０巻８号８３８頁参照）。このように，同法２０４条の選挙無効訴訟は，同法において選挙権を有する者とされている選挙人らによる候補者に対する投票の結果としての選挙の効力を選挙人又は候補者が無効原因の存在を主張して争う争訟方法であり，同法の規定において一定の者につき選挙権を制限していることの憲法適合性については，当該者が自己の選挙権の侵害を理由にその救済を求めて提起する訴訟においてこれを争うことの可否はおくとしても，同条の選挙無効訴訟において選挙人らが他者の選挙権の制限に係る規定の違憲を主張してこれを争うことは法律上予定されていない（最高裁平成２６年（行ツ）第９６号，平成２６年（行ヒ）第１０１号同年７月９日第二小法廷決定・裁判集民事２４７号３９頁参照）。そうすると，選挙人である原告らが，選挙無効の原因として，住所を定めない者を対象とする選挙人名簿を作

成する旨の立法をしないという立法不作為の違憲を主張することはできない。

よって，原告らの上記主張は，その余の点を検討するまでもなく採用することができない（なお，公職の選挙の性質上，選挙の当日，投票のために投票所を来訪する多数の者につき，その選挙権の有無を逐一審査することは事実上不可能であることは明らかであり，あらかじめ選挙権の有無を調査してその名簿を調製しておき，選挙の当日，上記多数の者につき，当該名簿との対照により選挙権を確認するという方法は，投票の正確かつ円滑な実施の観点から合理的であり，当該名簿の利用は，二重投票その他の不正投票の防止の観点からも合理的である。そして，選挙権の有無（公職選挙法９条１項，１１条１項）の調査整理，選挙人名簿の登録に対する異議の申出があった場合の審理（同法２４条），選挙公報の配布（同法１７０条），投票所入場券の交付（同法施行令３１条１項）の適正かつ迅速な実施のためには，その者の住所を基準とするのが合理的であり，そうであれば，我が国の法制上，住民基本台帳の記録に基づいて選挙人名簿を調製するのが最も合理的であると認められ，他方，上記の点に照らせば，住所を定めない者につき，選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることは著しく困難である（在外選挙人名簿の被登録資格についても，外国に住所を有することが必要とされている。同法３０条の４）。したがって，住所を定めない者を対象とする選挙人名簿を作成する旨の立法をせず，住所を定めない者に選挙権の行使を認めないことが憲法に違反するものでないことは明らかである（東京高等裁判所平成２６年１月３０日判決（同庁平成２５年（行ケ）第９２号），なお，同判決に対する上告及び上告受理申立ては，最高裁平成２６年（行ツ）第１７７号，同年（行ヒ）第１７７号同年１２月１１日第一小法廷決定によって棄却され，又は受理しない旨の決定がされた）。）。

7　選挙供託制度の違憲性について

原告らは，立候補者に対し高額な供託金を求める現行の選挙供託制度が憲法に違反する旨主張する。

しかしながら，選挙供託制度は，公正かつ適正な選挙を確保するため，真に国民の政治意思の形成に関与するために当選を争うという意思のない候補者又は政党等が届出をすることを防止しようとしたものであって，その目的は，相応の合理性を有するものであるし，公職選挙法９２条の定める供託金の金額を含めて，選挙供託制度を採用したことが，国会の裁量の範囲に属することは明らかである（最高裁平成１０年（行ツ）第８４号同１１年１１月１０日大法廷判決（乙１），最高裁平成９年（行ツ）第１２７号同１１年１２月１６日第一小法廷判決（乙２）参照）。

なお，原告らは，立法目的が合理的であるとしても，推薦制等の代替方法を採用しないことが憲法に違反するとも主張する。しかし，推薦制等を採用せず，選挙供託制度を採用したことが，国会の裁量の範囲を逸脱するものということはできないことは，上記のとおりである。

よって，原告らの上記主張は，採用することができない。

8　以上によれば，原告太田の訴えのうち，①被告中央選挙管理会に対する本件総選挙中の比例代表選挙のうち南関東選挙区を除く選挙区の選挙の無効請求，②被告中央選挙管理会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙の無効請求，③被告千葉県選挙管理委員会に対する本件総選挙中の比例代表選挙の無効請求，④被告千葉県選挙管理委員会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙のうち千葉県第６区を除く選挙区の選挙の無効請求，⑤被告埼玉県選挙管理委員会及び被告東京都選挙管理委員会に対する本件総選挙中の比例代表選挙及び小選挙区選挙の無効請求に係る各訴えは，いずれも不適法であるから，これらを却下し，⑥被告中央選挙管理会に対する本件総選挙中の比例代表選挙のうち南関東選挙区の選挙の無効請求，⑦千葉県選挙管理委員会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙のうち千葉県第６区の選挙の無効請求は，いずれも理由がないから，これらを棄却する。

また，原告長岩の訴えのうち，①被告中央選挙管理会に対する本件総選挙

中の比例代表選挙のうち北関東選挙区を除く選挙区の選挙の無効請求，②被告中央選挙管理会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙の無効請求，③被告埼玉県選挙管理委員会に対する本件総選挙中の比例代表選挙の無効請求，④被告埼玉県選挙管理委員会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙のうち埼玉県第９区を除く選挙区の選挙の無効請求，⑤被告千葉県選挙管理委員会及び被告東京都選挙管理委員会に対する本件総選挙中の比例代表選挙及び小選挙区選挙の無効請求に係る各訴えは，いずれも不適法であるから，これらを却下し，⑥被告中央選挙管理会に対する本件総選挙中の比例代表選挙のうち北関東選挙区の選挙の無効請求，⑦埼玉県選挙管理委員会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙のうち埼玉県第９区の選挙の無効請求は，いずれも理由がないから，これらを棄却する。

さらに，原告原の訴えのうち，①被告中央選挙管理会に対する本件総選挙中の比例代表選挙のうち東京都選挙区を除く選挙区の選挙の無効請求，②被告中央選挙管理会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙の無効請求，③被告東京都選挙管理委員会に対する本件総選挙中の比例代表選挙の無効請求，④被告東京都選挙管理委員会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙のうち東京都第１８区を除く選挙区の選挙の無効請求，⑤被告千葉県選挙管理委員会及び被告埼玉県選挙管理委員会に対する本件総選挙中の比例代表選挙及び小選挙区選挙の無効請求に係る各訴えは，いずれも不適法であるから，これらを却下し，⑥被告中央選挙管理会に対する本件総選挙中の比例代表選挙のうち東京都選挙区の選挙の無効請求，⑦東京都選挙管理委員会に対する本件総選挙中の小選挙区選挙のうち東京都第１８区の選挙の無効請求は，いずれも理由がないから，これらを棄却する。

よって，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第１７民事部

裁判長裁判官　　神　川　　裕

裁判官　　中　村　　也寸志

裁判官　　飯　畑　　勝　之

（別紙）

１　原告太田の訴えのうち，次に掲げる請求に係る訴え

(1)　被告中央選挙管理会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙のうち南関東選挙区を除く選挙区の選挙の無効請求

(2)　被告中央選挙管理会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の無効請求

(3)　被告千葉県選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙の無効請求

(4)　被告千葉県選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（小選挙区選出）議員の選挙のうち千葉県第６区を除く選挙区の選挙の無効請求

(5)　被告埼玉県選挙管理委員会及び被告東京都選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙及び衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の無効請求

２　原告長岩の訴えのうち，次に掲げる請求に係る訴え

(1)　被告中央選挙管理会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙のうち北関東選挙区を除く選挙区の選挙の無効請求

(2)　被告中央選挙管理会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の無効請求

(3)　被告埼玉県選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙の無効請求

(4)　被告埼玉県選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（小選挙区選出）議員の選挙のうち埼玉県第９区を除く選挙区の選挙の無効請求

(5) 被告千葉県選挙管理委員会及び被告東京都選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙及び衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の無効請求

3 原告原の訴えのうち，次に掲げる請求に係る訴え

(1) 被告中央選挙管理会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙のうち東京都選挙区を除く選挙区の選挙の無効請求

(2) 被告中央選挙管理会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の無効請求

(3) 被告東京都選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙の無効請求

(4) 被告東京都選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（小選挙区選出）議員の選挙のうち東京都第１８区を除く選挙区の選挙の無効請求

(5) 被告千葉県選挙管理委員会及び被告埼玉県選挙管理委員会に対する平成２６年１２月１４日に施行された衆議院（比例代表選出）議員の選挙及び衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の無効請求

以　上

これは正本である。

平成２７年３月３０日

東京高等裁判所第１７民事部

裁判所書記官　竹　松　浩　人